

議案第62号

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年9月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等の改正に伴い、所要の改正をするため提案する。

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年南風原村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「法施行令第30条の26」を「法施行令第30条の16」に改める。

第7条ただし書中「住民基本台帳カード（）」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の」を加える。

第10条第1項中「第4条」を「第3条」に、「第3条」を「第2条」に改め、同条第6項中「南風原町住民基本台帳カード利用条例第2条各号に規定する自動交付機及び多機能端末機（以下「自動交付機等」という。）」を「南風原町個人番号カード利用条例（平成27年南風原町条例第21号）第2条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）」に改め、同条第7項中「南風原町個人番号カードの利用条例」を「南風原町個人番号カード利用条例」に、「自動交付機等」を「多機能端末機」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。